

## 足立区知的財産権認証取得助成金のご案内

助成金の対象者	次のすべてに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時点において、足立区内で継続して1年以上事業を営む、区内に本店がある中小企業（本店登記と所在地及び実際の事業活動場所が同一）もしくは主たる事業所がある個人事業主（開業届を提出し、所在地及び実際の事業活動場所が同一）であること。</li> <li>・認証取得した知的財産権を活用して、引き続き区内で事業を営む予定であること。</li> <li>・法人は法人事業税・住民税、個人事業主は個人事業税・住民税を滞納していないこと。</li> <li>・申請者が知的財産権に係る出願人であること。</li> <li>・過去に同一の知的財産権で、本助成金を受けていないこと</li> <li>・同一内容で他の公的助成または認定を受けていないこと</li> </ul>
助成対象	① 特許権 ② 実用新案権(技術評価書の全てが「評価6」) ③ 意匠権 ④ 商標権 (※対象となる知的財産権は、国内認証に限る) 【取得後に申請ができます】
助成対象経費	・出願料、登録料、審査請求料又は技術評価請求手数料、弁理士等の費用、電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ※「共同出願」の場合は、費用負担割合に応じた経費が対象
助成対象外経費	・登録料の更新登録申請料、譲渡に係る経費 ・弁理士等の交通費、振込手数料など製品・技術の権利保護に直接関連性が認められない費用
助成金額	助成対象経費の半額で、上限30万円（千円未満切捨て） ※1企業当たりの助成金限度額30万円（1年度内）
	※ 申請は先着順で受付け、予算額に達し次第締切ります ※ 弁理士などによる代行申請は受け付けておりません
申請できる期間	登録証の登録日から1年以内
必要書類・持ち物	・『 <u>所定申請書</u> （様式2号（第5条関係））』及び『 <u>確認書（署名 または 押印）</u> 』 【以下の書類は、写しをいただければ原本は返却します】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>知的財産権取得の認定を証する書面（原本及び原本の写し）</u>                      ※実用新案の場合、登録証のほかに「技術評価6の技術評価書」が必要になります</li> <li>・『<u>登記事項証明書</u>（発行日より3ヶ月以内のもの）』（原本及び原本の写し）                      （個人事業主の場合は、『開業届』または直近の『確定申告書』の原本及び原本の写し）</li> <li>・<u>助成対象経費の支払いが証明できる書類（原本及び原本の写し）</u>                      （特許庁発行の助成対象各権の設定登録通知書、領収書、利用金融機関が発行する証明書類、通帳〈該当ページと表紙〉など）</li> <li>・<u>助成対象経費の明細がわかる書類（原本及び原本の写し）</u>                      （見積書、請求書など）</li> <li>・法人は法人事業税・法人住民税、個人事業主は個人事業税・住民税の直近の支払いが証明できる書類（納税証明・領収書・引落口座の通帳いずれかまたは非課税証明）</li> <li>・「共同出願」の場合、内容や費用負担割合を明記した契約書等（原本及び原本の写し）                      ※費用負担割合を明記した書類がない場合には、ご相談ください。</li> </ul>
問合せ・申請先	足立区産業振興課ものづくり振興係 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 南館 4階 TEL03-3880-5869 FAX03-3880-5605 ※窓口での提出のみ受付いたします。（郵送不可） 受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）



区ホームページ

(参考) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業の定義

業 種	従業員の規模	資本金の規模
製造業・建設業・運輸業・その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下